

じょいんと

JMITU

東京西部一般支部

ダイワ分会

2020年4月10日(金)



2020年春闘 本日妥結申し入れ

パート時間給UP
40円の引き上げ実現

シニアパートナー・契約社員要求については
残念な結果に

同一労働同一賃金については

非正規社員と正社員の
諸手当・福利厚生手当の
格差是正については今後の課題

契約社員、パートタイマー
慶弔休暇/慶弔給付については
一歩前進

去る3月19日、ダイワ分会は20春闘第4回の団交を行いました。会社側が示した回答はシニアパートナー、契約社員は賃上げなし、一時金は昨年同等の支給月数でした。

パートタイマーについては後日時間給の改定をおこなうとの回答で、昨今の最低賃金の上昇でグローブライドの最低時間給と最低賃金のアドバンス分減少をカバーできる額を内示していました。

会社は4月8日に40円のパートタイマーの時間給引き上げについて正式な回答を示しました。月20日間稼働で換算すると月6400円の賃上げになります。

正・非正規社員の皆さん
アンケートにご協力
ありがとうございました

この時間給のアップは、1月24日から始まった非正規社員のアンケート活動、それにこたえてくれた非正規社員の皆さんの声によるものです。加えて今春闘はパートタイム・有期雇用労働法が4月1日より施行され、それに伴い同一労働同一賃金の原則で、正社員と非正規社員で雇用形態の違いだけで処遇格差が禁止されました。

JMITUやダイワ分会は非正規社員と全く同一労働でなくても違いに見合った格差、合理的な格差でなければならないというのが法律の趣旨と考えています。

先にパートタイマー、契約社員の就業規則改定で今までなかった慶弔休暇が付与され、パートタイマーにも慶弔給付が付

与されたことは格差是正の一步を踏み出したものと評価できます。

正社員と非正規社員との間には住宅手当などの諸手当や福利厚生などに関してまだまだたくさんの格差があります。今後会社側にはその格差是正に努めるよう望むところです。

3月18日のじょいんと文面で誤りがあり、契約社員に認めた慶弔休暇を給付に訂正します。

新入社員の皆さん 入社おめでとう

私たちダイワ分会は1975年2月、当時のダイワ精工に初めて労働組合を結成しました。当初より立川市に組合本部をもち様々な企業で働く労働者の個人加盟による東京西部一般労働組合の一員です。

私たちは常に企業から独立し、働く者の立場に立って活動をしています。働く者の意見や要求を集め、率直に会社に要求を出し、労働条件や待遇の改善をもとめて活動を行っています。

また、全国組織でもある日本金属製造情報通信労働組合(JMITU)に私たちは加盟し、社会的に幅広い活動もしています。JMITUや東京西部一般労組の詳細についてはホームページを是非ご覧ください。

今の世の中は企業の中だけの活動では実現できる問題は多くはありません。増税や社会保険料が上がってゆくことは皆さんもご存じと思いますが、これら私たちの生活に直接影響を与える政治的課題にも取り組まなければこれからの生活は守ることができません。JMITUはそういった社会問題にも取り組み企業の枠を超えた幅広い活動をしている全国組織です。

ダイワ分会への加盟を呼びかけると同時に、皆さんが社会人としてこれからの人生を、会社の仕事を通して自分の目でしっかりと見据え歩まれることを私たちは期待しています。